

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年七月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年七月十八日
指定に係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田 七百九十一番二十八から七百九十一番二十九まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	十三・三
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇